

山梨中央ロータリークラブ

Rotary International District 2620
Yamanashi Chuo Rotary Club
2014-2015

会長	原田 哲	副会長	樋貝 浩久
幹事	田中 雅貴	副幹事	田中 雅承
会計	田中 雅承	会報	竹野 満

事務所

〒409-3812 山梨県中央市乙黒 158-2
(山梨ビジネスパーク (株) カルク内)

TEL 055-273-5344 URL <http://yamachuo-rc.net/>
FAX 055-273-8010 E-mail rotary@yamachuo-rc.net



ロータリーに
輝きを

2014~2015 RI 会長
ゲイリー C.K.ホアン

第 2620 地区 ガバナー
岡本 一八

【例会日】
毎週金曜日 12:30~13:30

【例会場】
(株) カルク (055-273-5344)

Weekly Report

2014年 7月 18日 第1636回例会

本日のプログラム

ガバナー補佐クラブ訪問 (1)

会長挨拶

「税法にも男女差別がある?! (2)」

会長 原田 哲

(前回から続く) ここで問題になるのは、専業主婦であるW子さんには固有の財産を形成する機会が全くありません。これは家庭内における主婦の労働をどう評価するかという問題であり、男女共同参画推進委員会のメインテーマでした。相続税法における取扱いは、専業主婦の家庭内労働を全く評価していないということです。この問題は税法上の問題というよりは民法上の問題というべきでしょう。このようなケースを海外の例で見ると、夫婦が共同で形成した財産であるから2分の1ずつの所有権を有するという考え方の法制度の国が多くあると聞きます。我が国の民法においても、離婚調停の際には妻の取り分として考慮されるようですが、相続税法では考慮されません。

相続税法においては配偶者控除の制度を設け、配偶者の相続税の大幅な負担の軽減を図っています。しかし、相続税法における配偶者控除の制度は、残された配偶者の今後の生活の安定と同一世代に対する二重課税の調整という

意味合いが強く、主婦の家庭内労働を評価したとは言えません。

現行相続税法では、納付すべき相続税額は2段階で計算します。まず、法定相続人が法定相続分を相続したと仮定してそれぞれの法定相続人の税額を計算し、その合計額を相続税の総額とします。この相続税の総額を各相続人が実際に取得した相続財産が相続財産全体に占める割合で按分して、各相続人が納付すべき相続税額を計算します。そして、配偶者控除は、配偶者が納付すべき相続税額の内、全相続財産の2分の1か1億6千万円のいずれか多い金額に相当する部分を無税にするというものです。

主婦の家庭内労働を評価したうえでの夫の財産の2分の1を妻の固有の財産とする(相続財産から除外する)方法と、相続税の総額から2分の1に相当する部分を控除する現行の配偶者控除の方法とでは、累進税率の関係で納付税額が異なってきます。

例えば、課税遺産総額が2億円、相続人は妻と子2人の事例で計算しますと、前者の場合は、課税遺産総額が1億円となり、相続税の総額が1,600万円の子一人あたりの納税額は800万円となります。後者の場合は、相続税の総額が3,900万円となり、妻の納付税額1,950万円は配偶者控除で「0」となりますが、子一人あたりの納付税額は975万円となり、

後者の方が大きくなります。

幹事報告

幹事 田中 雅貴

1. 次回、18日(金)の例会は赤岡利行ガバナー補佐のクラブ訪問が行われます。全員の出席を宜しくお願い致します。
2. 田中会計より7月の年度初めは支払いが多くありますので、上期の会費を早めに山本事務局員さんの方にお納め下さい。宜しくお願い致します。
3. 例会変更のお知らせ
 ☆甲府東ロータリークラブ☆
 7月25日(金)の例会は「例会場の都合」の為 会場の変更
 点 鐘：午後12時30分
 会 場：「古名屋ホテル」

- ☆甲斐シティロータリークラブ☆
 7月30日(水)の例会は「特別休会」と致します。

前回の例会記録

第1635回 出席報告

会員数	免除	出席者	欠席者	出席率	メイクアップ	前回の修正出席率
11名	0名	11名	0名	100%	4名	100%

- 届出欠席者** なし
届出失念者 なし
出席免除者 なし
メイクアップ 小池 章治君 原田 哲君
 竹野 満君 田中 雅承君
ビジター なし
備考 なし

ニコニコ BOX

- 今年度一年間 よろしくお願ひします。
原田 哲
- 台風無事によかったですね。
小池 章治
竹野 満

☆原田年度初の新会員

林 美喜枝さんを迎えて☆

原田 哲会長より林 美喜枝新会員に歓迎の言葉とロータリアンとしての必需品「ロータリー徽章」「手続要覧」「四つのテスト」「クラブ会報」「ロータリーの友」「ガバナー月信No.1」等の授与式が行われ、クラブ会員全員で歓迎の拍手を送りました。



☆会員卓話(1)☆

竹野 満会員

私の職業分類は、司法書士です。長い間会員としてお世話になっています。

ところで、仕事の中で、成年後見人として、ご本人が法律行為を行うとき判断能力が不十分であるため、意思決定が困難である方の判断能力を補うための制度の一翼を担っています。その方の、生命、身体、自由、財産等の権利を擁護しています。

現在、その後見人の多くは、親族後見人が行っています。また、専門職後見人として、司法書士、弁護士等が担っています。

私も成年後見人として数名、監督人として1人を、甲府家庭裁判所から任命されています。すなわち、後見人として管理して財産を守っています。(つづく)

次回のプログラム 7月25日(金)

会員卓話 遠藤 一郎会員